令和５年度　第２回

岡山県広域特別支援連携協議会

岡山県発達障害者支援地域協議会

日時：令和６年１月１５日（月）
１４：００～１５：３０
場所：ピュアリティまきび ３階 飛翔

次　　第

１　開　会

２　協　議

（１）発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて
（Ｒ５年度実施状況）

（２）高等学校における合理的配慮充実事業について

３　その他

４　閉　会

目　次

○委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

○岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱　・・・・・・・・・・・・・・　２

○岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱　・・・・・・・・・・・・・・・　３

○岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会
　の公開に係る取扱い　・・・・・・・・・・・・・・　５

○発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト　・・・・・・・・　６
　について（Ｒ５年度実施状況）

○高等学校における合理的配慮充実事業について　・・・・・・・・・・１５
　（１）発達段階ごとの特別支援教育の充実
　（２）岡山県の取組について
　（３）令和５年度インクルーシブ教育フォーラム発表概要一覧
　（４）高等学校における合理的配慮充実事業ポンチ絵
　（５）岡山県立総社高等学校の校内支援体制について
　（６）県立岡山御津高等学校における合理的配慮について

令和５年度　岡山県発達障害者支援地域協議会委員
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員

区　分	氏　　名	所　　　属	備考
学　識	村社　卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	
医　療	中島　豊爾	公益社団法人岡山県医師会監事	
関係機関	新谷　義和	おかやま発達障害者支援センター所長	
	吉田　美季	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原　秀郎	ＮＰＯ法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	國富　優香	岡山県保健医療部健康推進課長	
	横田　健二	岡山県子ども・福祉部子ども未来課長	稲田　順子 総括参事　代理出席
	青木　弘明	岡山県子ども・福祉部子ども家庭課長	
	坂本　洋介	岡山県子ども・福祉部障害福祉課長	
	岩瀬　敏秀	岡山県保健所長会長	
	畦田　広子	真庭市発達発育支援センター長	
労　働	大﨑　雅也	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
	奥岩　健治	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
教　育	苅田　直樹	岡山県教育庁義務教育課長	金藤　賢史 副課長　代理出席
	鶴海　尚也	岡山県教育庁高校教育課長	
	江草　大作	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	木下　聡子	岡山県総合教育センター教育支援部長	
	國富　耕治	岡山県総務部総務学事課長	岡崎　進一 総括参事　代理出席
学　校	正好　東洋	岡山県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	
	原田　敬子	岡山県特別支援学校長会	

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

（目的）
第１条　発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第１９条の２の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。
（１）発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
（２）発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
（３）発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
（４）発達障害への理解の促進に関すること
（５）その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

（組織）
第３条　地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。
（１）医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
（２）学校関係者
（３）岡山県医師会所属の医師
（４）おかやま発達障害者支援センターの職員
（５）学識経験者
（６）親の会代表
（７）その他知事が適当と認める者
２　地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。
３　地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

（委員長）
第４条　地域協議会に、委員長を１名を置き、委員長は委員の互選により定める。
２　委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
３　委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

（会議）
第５条　地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。
２　委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

（事務局）
第６条　地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。
２　地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

（設　置）

第１条　医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。

（２）　就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。

（３）　就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。

（４）　就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。

（５）　障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。

（６）　その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

（組　織）

第３条　連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

（１）　医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員

（２）　学校関係者

（３）　岡山県医師会所属の医師

（４）　おかやま発達障害者支援センターの職員

（５）　学識経験者

（６）　親の会代表

（７）　その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

２　連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

３　連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

（委員長）
第４条　連携協議会に、委員長１名を置き、委員長は委員の互選により定める。
２　委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。
３　委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

（会　議）
第５条　連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。
２　委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

（事務局）
第６条　連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。
２　連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１６年８月２６日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１７年８月２５日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１８年１１月１３日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１９年６月６日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２０年６月２７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年８月４日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会の公開に係る取扱い

岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成２９年４月１日）及び岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱(平成１６年８月２６日)に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

１　公開基準

以下の各号に該当すると委員長が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括又は会議ごとに公開・非公開を決定する。

（１）　岡山県行政情報公開条例（平成８年岡山県条例第８号）第７条各号の規定に該当すると認められる場合

（２）　協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

２　公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

３　会議の開催周知

協議会の開催日の１週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

（１）　開催の日時及び場所

（２）　議題

（３）　公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由

（４）　傍聴を認める者の定員及び傍聴手続

（５）　問い合わせ先

４　会議資料及び議事録の公開

（１）　原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。

（２）　上記「１公開基準」の各号に該当する場合であって、委員長が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査集計（令和５年度）

R6.1.4

１　調査時点　令和５年９月１日

２　対象　保育所、認定こども園（公立の幼保連携型以外）に在籍する５歳児

３　回答数　３６０所（園）（公立115、私立245）

＊４００所（園）に調査依頼

４　集計

項　目	人 数	割 合	備　考
５歳児在籍数	8,643人		
発達障害に関する医学的診断のある幼児数	978人	11.3%	ＡＳＤ813人、ＬＤ12人、ＡＤＨＤ303人、その他119人（重複有）
診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	595人	6.9%	
発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数	222人	2.6%	視覚17人、聴覚4人、肢体4人、知的56人、病弱・身体虚弱7人、その他143人（重複有）
特別な支援が必要な幼児数計	1,795人	20.8%	

個別の指導計画（共通支援シート等）の作成

特別な支援が必要な幼児数	個別の指導計画を作成している幼児数	うち発達障害に関する医学的診断のある幼児数	うち診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	うち発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数
1,795人	1,174人	838人	258人	78人

第３期発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて（令和３年度～令和７年度）

県と市町村の連携

発達障害のある人のトータルライフ支援

保健･医療･福祉･教育･労働の連携

（１）家族支援の推進

家族支援体制整備

◎ペアレントメンターの養成･派遣

◎家族支援のスキル向上支援
〇子育て応援プログラムの導入･普及
〇家族の安心した支援拠点づくりの推進

（２）トータルライフ支援の推進

乳幼児期支援体制整備
- ◎ 早期発見と早期支援のための関係機関連携促進

学齢期支援体制整備
- ◎ 中学高校連携時における関係機関連携促進

成人期支援体制整備
- ◎ 青年期キャリア支援強化
- ◎ 青年期以降の支援拠点充実

（３）身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

身近な医療資源の確保
- ○ 身近なかかりつけ医等の発達障害への対応力向上

県民の発達障害の理解促進
- ○県民が障害を正しく理解し社会全体で支援していくための理解促進や啓発

身近な支援人材の確保
- ○ 発達障害者キーパーソンの登録･普及促進

発達障害のある人の支援体制整備の推進

医療を基盤とした支援体制の構築
- ○専門医の養成･確保策等の検討

県における支援体制整備
- ○県発達障害者支援地域協議会の設置
- ○県発達障害者支援センターの運営
- ○県発達障害者支援センターの機能強化

連携

市町村支援体制の整備促進
- ○市町村中核人材の育成強化
- ○市町村と県センターとの連携強化
- ○市町村支援体制の効果検証

家族なども含めたきめ細かな支援を実現

地域の身近な場所での支援を実現

ライフステージを通じた切れ目のない支援を実現

県内どこでも、自立した生活を送り、社会参加できるよう、トータルライフ支援を実現 ‼

期間：令和３年度～令和７年度までの５年間

岡山県広域特別支援連携協議会・岡山県発達障害者支援地域協議会（令和6年1月15日）資料

令和５年度 取組経過報告

おかやま発達障害者支援センター

おかやま発達障害者支援センター
～ 令和5年度 事業計画 ～

■運営事業（本人・家族への直接支援、関係機関等への支援、普及啓発）

■発達障害者地域支援体制サポート事業
（市町村・事業所などへの支援・医療機関との連携）

■発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト　第３期（R3-R7）

〇家族支援の推進

ペアレントメンター事業

家族支援のスキル向上支援事業

（支援者養成研修、ペアレント・トレーニングの地域普及、
家族の安心した支援拠点づくり推進事業等）

〇トータルライフ支援の促進

乳幼児期支援体制整備事業（就学前後の引継ぎ体制、M-CHATに関する支援等）

学齢期支援体制整備事業（中・高・合同研修会、中・高・関係機関連携会議の実施）

成人期支援体制整備事業（雇用促進研修会、青年期以降の支援拠点充実事業）

発達障害のある人の職場研修事業

〇身近な地域で発達障害を支える社会つくり

発達障害者支援体制整備事業（発達障害者支援Co.会議の開催等）

１．家族支援のスキル向上支援事業

家族の安心した支援拠点づくり推進事業

事業概要

（１）発達支援が必要な子どもと家族の孤立を防ぎ、安心して過ごせる体制づくりを県内全域の市町村が取り組めるよう推進研修を実施する。(基盤研修１回：オンライン）

（２）各市町村の親子教室を見学・意見交換できる機会として推進実習と、親子教室の運営について専門家から助言を受けるOJT研修の機会（２回）を実施する。

（３）これらの取組みと並行して、県内の親子教室担当者が子どもと家族に合わせた親子教室の運営を考えていく際に参考となるよう、取組成果のオープンリソース化の準備を進める。

（１）基盤研修会の開催

令和３年より年１回、基盤研修会を開催。
家族支援を中心に据えた親子教室の在り方や支援内容等について学ぶことができる研修会となっている。

対象：市町村親子教室担当者、県・市町村母子保健担当者、
　　　市町村発達障害者支援コーディネーター等

講師：諏訪　利明 氏
　　　（川崎医療福祉大学　医療福祉学部 医療福祉学科 准教授）

基調講演テーマ：R3　親子教室って何だ？ー経験からのちょっとした考察ー
　　　　　　　　R4　親子教室と家庭訪問型療育のもつ可能性について
　　　　　　　　　　　ー幼児版TEACCH FITTプログラムのエッセンスからー
　　　　　　　　R5　しょうがいの家族を理解する・自閉症の子どもと遊ぶ

（２）親子教室ワーキンググループでの、より実践的な取組

令和３年度より、他市町村の親子教室との相互の情報交換や、専門家からの助言を希望する自治体からなる親子教室ワーキンググループを結成。
横の繋がりでの相互研鑽や実践的な研修機会となっている。

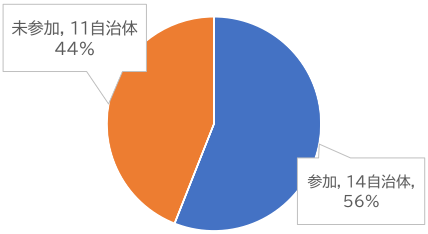

親子教室ワーキンググループ参加自治体数
（親子教室を実施する25市町村について）

■WG参加自治体： R3　9自治体
R4　11自治体
R5　14自治体

■諏訪氏によるOJT研修 ：5自治体で実施
総社市、玉野市、瀬戸内市、
備前市、早島町
（津山市、高梁市は次年度予定）

■相互の教室見学：9自治体で実施
津山市、総社市、玉野市、
真庭市、赤磐市、瀬戸内市、
高梁市、新見市、早島町

（３）取組成果のオープンリソース化にむけて

ワーキンググループでの取組の中で、他の自治体の親子教室運営の参考になる情報を収集し、全県の希望のある自治体に公開している。
R5年度のワーキンググループの取組（OJT研修、相互見学）において追加の情報収集を行い、アップデートする予定。

オープンリソース情報の例
参加記録や家族への説明資料等の親子教室で使用している様式類、
活動内容や活動時の工夫など

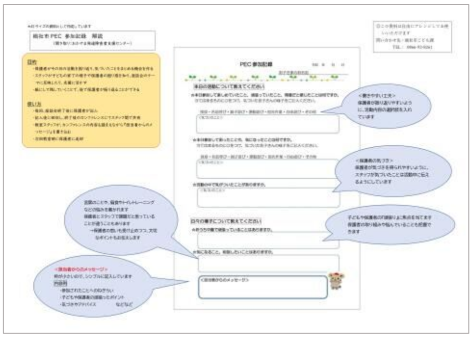

２．学齢期支援体制整備事業

事業概要

（１）中・高合同研修会の開催

高等学校への支援に取り組む教育部局と、義務教育終了後となる中学卒業後に焦点をあてる福祉部局、そして就学前から確実な引継ぎ体制づくりを進めてきた市町村とがお互いの取組を知り、それぞれの取組がつながることを目指した研修会を実施する。（年２回：オンライン）

（２）中・高・関係機関連携会議の開催

第２期トータルライフ支援プロジェクトから進めてきた、園から小への引継ぎガイドラインの作成（共通支援シート）に取り組む市町村のサポートを行う。（訪問またはオンライン）

園・小・関係機関による合同研修会の開催のサポートや、市町村の部局横断の検討組織のバックアップを行う中で、中学校卒業後を見据えた引継ぎ体制のあり方についても話題に挙げる。

（１）中・高合同研修会の開催

令和５年度　中・高合同研修会

「引継ぎ」と「自己理解」をテーマに2回開催　＜岡山県教育委員会共催＞

〇第1回「中高の切れ目ない引継ぎ体制に向けて」

開催日：令和5年8月22日（水） 13:30～16:00（オンライン）

①行政説明

「第3期トータルライフ支援プロジェクトについて」
岡山県子ども・福祉部障害福祉課福祉推進班　総括副参事　幸坂 諭志 氏

「第4次岡山県特別支援教育推進プランについて」
岡山県教育庁特別支援教育課指導班　総括副参事　小寺 展代 氏

②話題提供-1（教育）

「特別な支援を必要とする生徒の中学校からの引継ぎと高等学校在学中の支援の実際」
岡山県教育庁特別支援教育課 合理的配慮アドバイザー　大月 由起子 氏

③話題提供-2（市町村行政）

「自治体と地域の中学校・高等学校等との切れ目のない支援について」
美作市保健福祉部子ども政策課　発達支援センター係
母子保健コーディネーター　檜尾 友紀　氏

【参加者数】１０４名

申込者内訳

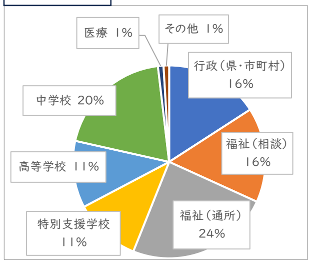

〇第2回「卒業後を見据えた自己理解支援のあり方について」

開催日：令和5年11月22日（水） 13:30～16:00（オンライン）

①基調講演

「発達障害のある子どもたちへの就労を見据えた教育」
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター　主任研究員　榎本 容子 氏

②取組紹介

「高等学校在学中に取組（発達特性に配慮した）キャリア教育
～働くことを知る・学ぶプログラムの活用～」
岡山県備前市立片上高等学校　教諭　竹内 梨子 氏

③参加者による情報交換

【参加者数】 106名

申込者内訳

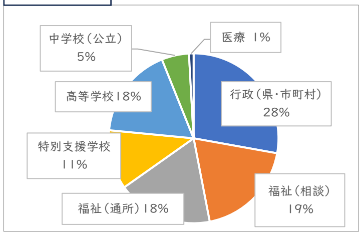

（２）中・高・関係機関連携会議の開催

令和５年度　中・高・関係機関連絡会議（美作圏域）
＜岡山県教育委員会後援＞

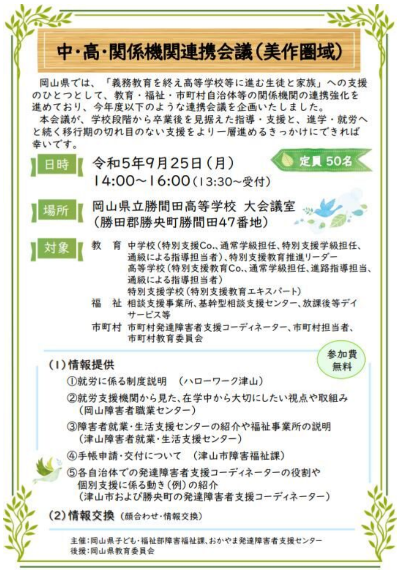
中・高・関係機関連携会議（美作圏域）

岡山県では、「義務教育を終え高等学校等に進む生徒と家族」への支援のひとつとして、教育・福祉・市町村自治体等の関係機関の連携強化を進めており、今年度以下のような連携会議を企画いたしました。
本会議が、学校段階から卒業後を見据えた指導・支援と、進学・就労へと続く移行期の切れ目のない支援をより一層進めるきっかけにできれば幸いです。

日時　令和5年9月25日（月）
14:00～16:00（13:30～受付）

定員 50名

場所　岡山県立勝間田高等学校　大会議室
（勝田郡勝央町勝間田47番地）

対象
教　育　中学校（特別支援Co.、通常学級担任、特別支援学級担任、通級による指導担当者）、特別支援教育推進リーダー
高等学校（特別支援教育Co.、通常学級担任、進路指導担当、通級による指導担当者）
特別支援学校（特別支援教育エキスパート）
福　祉　相談支援事業所、基幹型相談支援センター、放課後等デイサービス等
市町村　市町村発達障害者支援コーディネーター、市町村担当者、市町村教育委員会

参加費無料

（1）情報提供
①就労に係る制度説明　（ハローワーク津山）
②就労支援機関から見た、在学中から大切にしたい視点や取組み（岡山障害者職業センター）
③障害者就業・生活支援センターの紹介や福祉事業所の説明（津山障害者就業・生活支援センター）
④手帳申請・交付について　（津山市障害福祉課）
⑤各自治体での発達障害者支援コーディネーターの役割や個別支援に係る動き（例）の紹介（津山市および勝央町の発達障害者支援コーディネーター）
（2）情報交換（顔合わせ・情報交換）

主催：岡山県子ども・福祉部障害福祉課、おかやま発達障害者支援センター
後援：岡山県教育委員会

【目的】
学校段階から卒業後を見据えた指導・支援と、進学・就労へと続く移行期の切れ目ない支援をより一層進めるきっかけづくり
通級指導を行っている岡山県立勝間田高等学校にて開催

【対象】
美作圏域の、中学～高校年代の生徒に関わる学校および福祉サービス事業所

【内容】
・就労に携わる機関からの情報提供
・各自治体発達障害者支援コーディネーターの役割や動きの紹介
・情報交換

【参加者】 45名
（中学校5校、高等学校6校、放課後等デイサービス8事業所等から参加あり）

（3）市町村の支援体制づくり
～「共通支援シート」による
就学前後の引継ぎの仕組みづくり～

○共通支援シートによる引継ぎとは

乳幼児健診や幼稚園・保育園等において、現場の保健師や保育士が「支援が必要」と判断した子ども（未診断含む）が、小学校の通常学級に就学する際、引継ぎの様式や手続きを明確化し、必要な情報が漏れなく引き継がれるように市町村ごとにルールを決め、ガイドラインとしてまとめた取組み。

子ども一人に対して様々な様式（巡回相談、就学指導委員会等）が存在するが、可能な限りそれらを統一し、作成に伴う事務負担を最小限にすることで、本来求められる子どもや家族への支援に注力できるようにすることも狙い。

2016年にモデル市町村へのサポートから始めた本取組みは、県内で徐々に広がり、2023年現在では半数を超える市町村で実施されている。

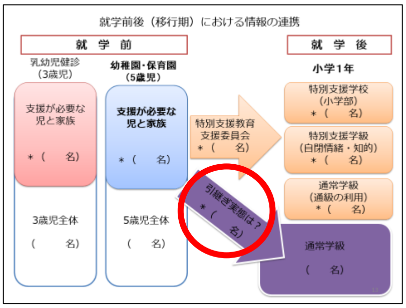

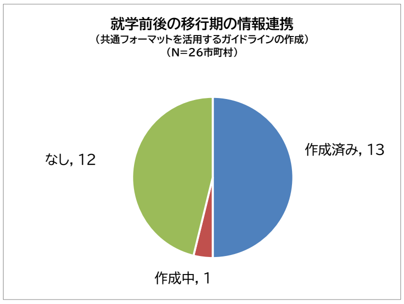

３．成人期支援体制整備事業

青年期以降の支援拠点充実事業

事業概要

（１）研修会の開催

発達障害のある青年期以降の人を社会から孤立させないことの重要性や、当事者への理解、市町村の支援拠点づくりを促進するための研修会を開催する。（年１回：オンライン）

（２）支援拠点づくりに取組む市町村への支援

支援拠点づくりに取り組む市町村への支援を行う。（訪問またはオンライン）

(1)研修会の開催

【テーマ】 成人期の発達障害を知る
～当事者の語りと当事者会について

【対象】 支援者、当事者、ご家族、一般の方

【内容】

(1)発達障害のある当事者からの講演

講演Ⅰ「発達障害と当事者会」
岡山高等学院　瑠璃 真依子 氏

講演Ⅱ「自分らしくいられる居場所を求めて」
～私の特性と対策と当事者会について～
フリーランス/精神保健福祉士/
発達障害当事者 福井 豪 氏

(2)支援者主催の当事者会についての報告

報告①：倉敷市：「かたり場」について

報告②：津山市：「県北つながりの会」について

(3)パネルディスカッション

「当事者の求める居場所・当事者会とは」

【参加者数】

○131名（うち当事者5名、家族17名、一般8名）

(2)支援拠点づくりに取組む市町村への支援

【目的】

当事者同士が集まり、同じ特性や悩み、経験について情報交換をしたり、共感がもてるような場を作ること

【対象】

〇当事者同士のやりとりに興味がある人

〇支援者からの紹介を受けられる人

〇就労や生活の目処がたっている人(予定含む)

【内容】

〇参加者の希望テーマに沿ってトーク(司会は支援者)

【運営メンバー】津山市障害福祉課(市町村Co、保健師)、おかやま発達障害者支援センター

【開始時期】R4年4月に初回実施(R4年度も3回実施)

【参加者の声】

- 周りに同じような感覚を持つ人がいないので、職場ではとてもしんどい思いをしていた。同じような悩みを持っている人の話を聞いて「あー!それそれ!」と悩みを共有できた。
- 1つの物事に対して各々いろいろな工夫がきけて良かった。日常生活にも取り入れられそうな意見もきけた。
- 自分から話し始めるのが苦手なので司会から話しをふってもらえて話しやすかった。
- 初めてだったので緊張したが、クールダウンのやり方について、非常に参考になった。
- 同じようなことで悩むんだなと少し安心しました。
- 家族や職場の方に言いにくい、言う程のことでもないことを話して共有できたのが良かった。

＜今後の方向性＞

支援拠点のイメージ

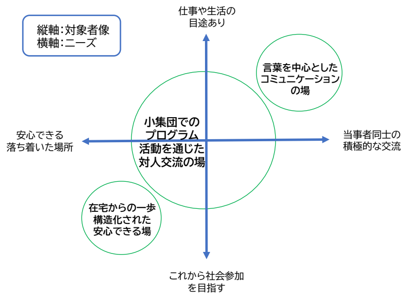

〇市町村内の支援拠点づくりの充実
→市町村の体制や資源、当事者のニーズや状態像等々に合わせて数やバリエーションが増えること

〇既存の資源の把握と情報交換
→他領域(岡山県ひきこもり地域支援センター／地域活動支援センター等)とのつながり

〇資源マップ作成の準備
→市町村・圏域単位で、利用可能な成人期の支援拠点を見える化する

発達段階ごとの特別支援教育の充実

就学前段階

義務教育段階

高等学校段階

個別の教育支援計画等の作成・活用による合理的配慮の提供及び情報の引継ぎ

インクルーシブ教育推進フォーラム等による理解啓発と取組の普及

特別支援教育エキスパート（特別支援学校教員）専門家チーム員の派遣

幼稚園・保育所・認定こども園

★発達障害等のある幼児の早期発見・早期対応と小学校段階への円滑な接続

【継続】

◎就学前からの特別支援教育拠点化事業
- ●就学前における特別支援教育を推進する拠点となる幼稚園等の体制に関する実践研究

◎特別支援教育エキスパート派遣事業
- ●発達障害等のある幼児及び教職員支援
- ●大学教員等の専門家チーム員を派遣

小学校・中学校

★通常学級における特別支援教育の指導力の向上と高い実践力を持った教員の養成
★授業のユニバーサルデザイン化と児童生徒の多様性を踏まえた学級づくり
★多様な学びの場の整備

小・中学校における学びの場

通常の学級 / 通級による指導 / 特別支援学級

【継続】

◎通級による指導におけるICT活用研究事業
- ●通級による指導におけるICT活用に関する実践研究

◎特別支援学校教諭免許状取得促進事業
- ●教育職員免許法に基づく免許法認定講習を増設

◎特別支援教育エキスパート派遣事業
- ●発達障害等のある児童生徒及び教職員支援
- ●大学教員等の専門家チーム員を派遣

【新規】

◎特別支援学級担任専門性向上事業
- ●実態差のある児童生徒に個別最適化した学びを保障するためのICT（特別支援教育ソフト）活用のあり方の研究

高等学校

★障害特性に応じた指導・支援
★通級指導の導入に向けた実践的な取組
★進路指導の充実による確実な就労支援

【継続】

◎特別支援教育エキスパート派遣事業
- ●特別支援教育エキスパート派遣の巡回相談による特別支援教育推進のための体制の強化、教職員全体の専門性の向上
- ●病気療養児への復学支援等

【新規】

◎高等学校における合理的配慮充実事業
- ●合理的配慮アドバイザーを派遣し、合理的配慮の提供の体制の整備

<その他の取組>

◎高等支援学校等就労支援充実事業
- ●就労支援コーディネーター

指導・助言（センター的機能）

特別支援学校

★発達障害を含む様々な障害や新たな課題に対応するための指導力の向上
★就労支援体制とキャリア教育の充実
★特別支援教育のセンター的機能の充実

【継続】

◎特別支援学校技能検定
- ●小学部から高等部までの発達段階に応じた技能検定の実施

◎居住地校交流充実事業
- ●「交流籍」の制度を導入し、障害ある子どもと障害のない子どもと間での交流活動を促進

◎ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア～
- ●特別支援学校高等部生徒が企担当者と直接話す機会の提供

◎特別支援学校における新しい教育課題研究事業
- ●生涯学習の充実、強度行動障害児の指導・支援に関する実践研究

◎スクールカウンセラー等の配置

◎医療的ケア充実事業
- ●指導医派遣等により医療的ケアの実　体制を充実
- ●医療的ケアニーズに応じるため識・技能を修得できる看護師研充実

◎高等支援学校等就労支援充実事業
- ●就労支援コーディネーターによる労先等の開拓と公立高等学校への

◎プロに学べ！作業学習ブラッシュアップ事業
- ●企画、広報・販売段階におけるとの連携を重視した作業学習を研究

◎特別支援学校教員専門研修
- ●外部専門家を活用した特別支援校教員への専門研修を実施

◎特別支援学校におけるICT授業充実事業
- ●ICT　活用した授業の充実

特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加

令和5年度インクルーシブ教育フォーラム

令和5年12月25日（月）

岡山県の取組について

岡山県教育庁特別支援教育課

岡山県基礎データ（公立学校）

（人）

	H28	R4
義務教育段階児童生徒数	152,947	150,053
義務教育段階 特別支援学校在籍者数	1,079	1,180
特別支援学級在籍者数	5,968	8,035
義務教育段階 通級指導教室通級者数	1,900	2,414

※岡山県教育委員会教育行政便覧及び岡山県調査から作成

通常の学級に在籍する
特別な支援を必要とする児童生徒等の割合

	全国平均	H20	H28	R4
幼稚園	－	8.8%	17.5%	21.5%
小学校	10.4%	6.1%	12.4%	12.9%
中学校	5.6%	3.8%	8.2%	9.2%
高等学校	2.2%	1.9%	4.3%	5.0%

※県調査によるもの。なお、幼稚園は5歳児の割合。
※在籍する全ての生徒を対象に特別な支援が必要であると学校が判断したものであり、医師の判断によるものではない。
※全国平均は、国が令和4（2022）年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた生徒の割合。

3

特別支援学級在籍者数の推移（岡山県調査から）

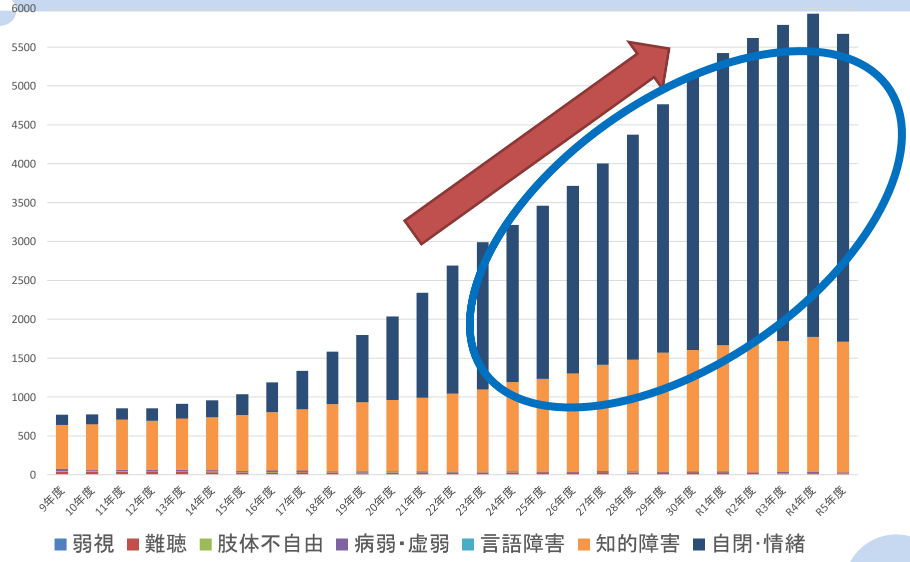

個別の教育支援計画等の引継ぎ率（岡山県調査から）

	H28	R4
幼稚園→小学校	28.0%	97.6%
小学校→中学校	22.2%	100%
中学校→高校	16.2%	91.8%

第4次
岡山県特別支援教育推進プラン

岡山県の特別支援教育を
推進する上で大切にしたいこと

第4次プランでめざすもの

第4次岡山県特別支援教育推進プランの体系

Ⅰ　就学前から高等学校等卒業後の自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実

1　連続性のある多様な学びの場の充実
- 就学前における特別支援教育の充実
- 小・中学校における特別支援教育の充実
- 高等学校における特別支援教育の充実
- 特別支援学校における特別支援教育の充実
- 交流及び共同学習の充実
- ICT活用の充実

2　切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携強化
- 個別の教育支援計画等の作成と活用
- 家庭や地域、福祉、医療等との連携強化
- 特別支援学校における企業等と連携した早期からのキャリア教育の充実
- 高等部等卒業後も含めた就労支援
- 医療的ケアへの対応の充実
- 病気療養児への対応の充実
- 障害のある外国人児童生徒等への対応
- 県民への理解啓発

3　様々な障害種に対応した教職員の専門性向上
- 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
- 幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校全体で支援する体制づくりに関する専門性向上
- 計画的な研修機関等への派遣及び人事交流による人材育成

Ⅱ　特別支援学校の体制整備
- 再編整備の検討
- 通学区域の見直し
- 寄宿舎の在り方の検討
- 施設・設備等の充実

プラン本文p.4
概要版p.2

共生社会の実現

プラン本文　概要版

第4次プランでめざすもの

第4次岡山県特別支援教育推進プランの体系

Ⅰ　就学前から高等学校等卒業後の自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実

1　連続性のある多様な学びの場の充実
- 就学前における特別支援教育の充実
- 小・中学校における特別支援教育の充実
- 高等学校における特別支援教育の充実
- 特別支援学校における特別支援教育の充実
- 交流及び共同学習の充実
- ICT活用の充実

2　切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携強化
- 個別の教育支援計画等の作成と活用
- 家庭や地域、福祉、医療等との連携強化
- 特別支援学校における企業等と連携した早期からのキャリア教育の充実
- 高等部等卒業後も含めた就労支援
- 医療的ケアへの対応の充実
- 病気療養児への対応の充実
- 障害のある外国人児童生徒等への対応
- 県民への理解啓発

3　様々な障害種に対応した教職員の専門性向上
- 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
- 幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校全体で支援する体制づくりに関する専門性向上
- 計画的な研修機関等への派遣及び人事交流による人材育成

Ⅱ　特別支援学校の体制整備
- 再編整備の検討
- 通学区域の見直し
- 寄宿舎の在り方の検討
- 施設・設備等の充実

プラン本文p.4
概要版p.2

共生社会の実現

プラン本文　概要版

第4次プランでめざすもの

第4次岡山県特別支援教育推進プランの体系

Ⅰ　就学前から高等学校等卒業後の自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実

1　連続性のある多様な学びの場の充実
- 就学前における特別支援教育の充実
- 小・中学校における特別支援教育の充実
- 高等学校における特別支援教育の充実
- 特別支援学校における特別支援教育の充実
- 交流及び共同学習の充実
- ICT活用の充実

2　切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携強化
- 個別の教育支援計画等の作成と活用
- 家庭や地域、福祉、医療等との連携強化
- 特別支援学校における企業等と連携した早期からのキャリア教育の充実
- 高等部等卒業後も含めた就労支援
- 医療的ケアへの対応の充実
- 病気療養児への対応の充実
- 障害のある外国人児童生徒等への対応
- 県民への理解啓発

3　様々な障害種に対応した教職員の専門性向上
- 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
- 幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校全体で支援する体制づくりに関する専門性向上
- 計画的な研修機関等への派遣及び人事交流による人材育成

Ⅱ　特別支援学校の体制整備
- 再編整備の検討
- 通学区域の見直し
- 寄宿舎の在り方の検討
- 施設・設備等の充実

プラン本文p.4
概要版p.2

共生社会の実現

プラン本文　概要版

第4次プランでめざすもの

第4次岡山県特別支援教育推進プランの体系

Ⅰ　就学前から高等学校等卒業後の自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実

1　連続性のある多様な学びの場の充実
- 就学前における特別支援教育の充実
- 小・中学校における特別支援教育の充実
- 高等学校における特別支援教育の充実
- 特別支援学校における特別支援教育の充実
- 交流及び共同学習の充実
- ICT活用の充実

2　切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携強化
- 個別の教育支援計画等の作成と活用
- 家庭や地域、福祉、医療等との連携強化
- 特別支援学校における企業等と連携した早期からのキャリア教育の充実
- 高等部等卒業後も含めた就労支援
- 医療的ケアへの対応の充実
- 病気療養児への対応の充実
- 障害のある外国人児童生徒等への対応
- 県民への理解啓発

3　様々な障害種に対応した教職員の専門性向上
- 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
- 幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校全体で支援する体制づくりに関する専門性向上
- 計画的な研修機関等への派遣及び人事交流による人材育成

Ⅱ　特別支援学校の体制整備
- 再編整備の検討
- 通学区域の見直し
- 寄宿舎の在り方の検討
- 施設・設備等の充実

プラン本文p.4
概要版p.2

共生社会の実現

プラン本文　概要版

第4次プランでめざすもの

第4次岡山県特別支援教育推進プランの体系

Ⅰ　就学前から高等学校等卒業後の自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実

1　連続性のある多様な学びの場の充実
- 就学前における特別支援教育の充実
- 小・中学校における特別支援教育の充実
- 高等学校における特別支援教育の充実
- 特別支援学校における特別支援教育の充実
- 交流及び共同学習の充実
- ICT活用の充実

2　切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携強化
- 個別の教育支援計画等の作成と活用
- 家庭や地域、福祉、医療等との連携強化
- 特別支援学校における企業等と連携した早期からのキャリア教育の充実
- 高等部等卒業後も含めた就労支援
- 医療的ケアへの対応の充実
- 病気療養児への対応の充実
- 障害のある外国人児童生徒等への対応
- 県民への理解啓発

3　様々な障害種に対応した教職員の専門性向上
- 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
- 幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校全体で支援する体制づくりに関する専門性向上
- 計画的な研修機関等への派遣及び人事交流による人材育成

Ⅱ　特別支援学校の体制整備
- 再編整備の検討
- 通学区域の見直し
- 寄宿舎の在り方の検討
- 施設・設備等の充実

プラン本文p.4
概要版p.2

共生社会の実現

プラン本文　概要版

就学前における特別支援教育の充実

<u>就学前からの特別支援教育拠点化推進事業</u>（R4年度から2年間）
○市教育委員会が、保育所・幼稚園・こども園において、拠点園を中心とした管内の幼稚園等全体の特別支援教育に関する専門性向上を図るための体制整備の在り方の研究を行う。

- 園内支援体制整備
- 研修支援体制整備
- 相談支援体制整備

本日の発表：高梁市教育委員会・浅口市教育委員会

小・中学校における
特別支援教育の充実

特別支援学級担任専門性向上事業（R5年度から3年間）
〇教育ソフトを活用したアセスメントにもとづく、個別の教育支援計画等の作成と効果的な活用、引継ぎによる、一貫した支援の実施や特別支援学級に在籍する児童生徒の個々の実態に応じた指導による児童生徒の学びの充実を図り、特別支援学級担任の専門性の向上に関する研究を行う。

適切な実態把握

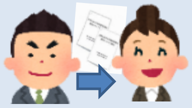

〇教育ソフトを利用したアセスメント
〇保護者と共に作成する個別の教育支援計画等の効果的な活用と引継ぎ

個別最適化された学び

〇アセスメントに基づく個に応じた学び
〇複数学年が在籍する場合のICTを活用した授業づくり

効果的な研修

〇個々の教員のニーズに応じた研修の実施
〇働き方改革を意識した研修の実施

本日の発表：早島町教育委員会

高等学校における
特別支援教育の充実

高等学校における合理的配慮充実事業（R5年度より2年間）
〇県立高等学校において、合理的配慮に対する理解が進み、学校が適切な合理的配慮の提供を行うこと、また進学先や就学先に引き継ぐ過程をまとめ、校内体制をより整備することを研究する。

校内特別支援教育体制の強化

全ての教職員の専門性の向上

合理的配慮に係る体制整備

高等学校

合理的配慮を引き継ぐ

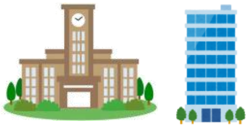

進学先　就職先

本日の発表：岡山県立総社高等学校

特別支援学校における
特別支援教育の充実

<u>特別支援教育エキスパート派遣事業</u>

〇特別支援教育エキスパート等を派遣することにより、小中学校等における発達障害等の特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制の整備充実を図る。

本日の発表：岡山南支援学校・倉敷琴浦高等支援学校

交流及び共同学習の充実

<u>居住地校交流充実事業</u>

〇交流及び共同学習において「交流籍」の制度を導入し、推進校及び推進地域において、障害のある子どもと障害のない子どものとの間での交流活動を促進する。

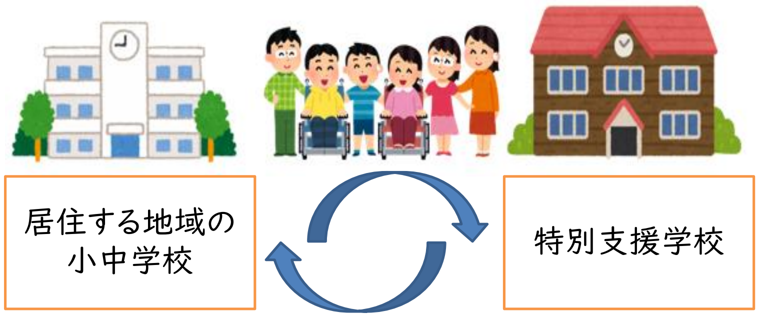

本日の発表：誕生寺支援学校

ICT活用の充実

通級による指導におけるICT活用研究事業（R4年度から3年間）

〇通級による指導において、「指導内容の充実」「保護者等との情報共有」「専門性の向上」「遠隔での指導」においてICTを活用した指導の在り方について研究を行う。

指定校

Ⅰ 指導内容に関すること
言語障害、ASD、LD、ADHD児等への音声教材やアプリを活用した指導の充実

Ⅱ 指導形態に関すること
ICTを活用した遠隔授業

Ⅲ 情報共有に関すること
ICTを活用した担任等との打合せ、保護者の授業参観

発信

他校

Ⅳ オンラインによる授業参観を通した経験の浅い通級指導担当者の専門性向上に関すること
オンラインの授業参観、オンライン研修等

本日の発表：倉敷市教育委員会・津山市教育委員会

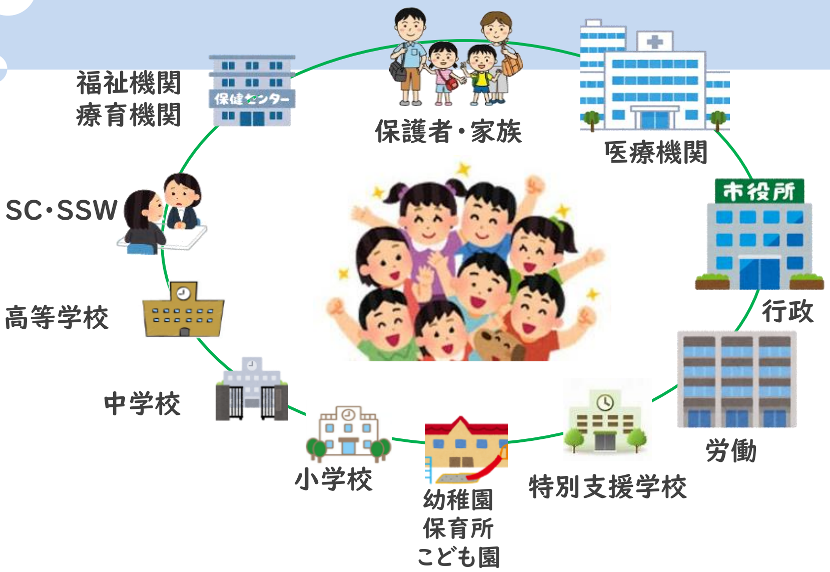

本日はよろしくお願いいたします。

参考資料

教育支援体制整備ガイドライン
（H29.3文部科学省）

改訂版　通常の学級の特別支援教育ガイド
（R5.3岡山県教育庁特別支援教育課）

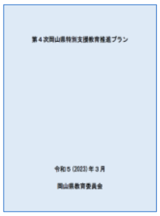

第4次岡山県特別支援教育推進プラン
（R5.3岡山県教育庁特別支援教育課）

第4次岡山県特別支援教育推進プラン　概要版
（R5.3岡山県教育庁特別支援教育課）

令和５年度インクルーシブ教育フォーラム発表概要等一覧

発表校等	発表概要	発表動画 二次元コード
高梁市教育委員会	保育所・幼稚園・こども園の特別支援教育の充実に向けて	
浅口市教育委員会		
早島町教育委員会	小・中学校における特別支援教育の専門性の向上について	
倉敷市教育委員会	通級による指導におけるＩＣＴ活用について	
津山市教育委員会		
県立総社高等学校	高等学校における校内支援体制について	
県立倉敷琴浦高等支援学校	特別支援学校における自立活動について	
県立岡山南支援学校	特別支援学校における小・中学校等への支援の充実について	
県立誕生寺支援学校	居住地校交流の充実について	

高等学校における合理的配慮充実事業

現状

○平成28年に障害者差別解消法が施行され、教育の場においても合理的配慮の提供が義務付けられた。
○教員だけでなく、管理職においても、「高等学校の教員は、特別支援教育の専門家ではないから特別支援教育のことは分からない」という苦手意識が強い。
○高等学校において、合理的配慮が十分に提供されず不適応を起こすケースがある。

課題

○教科担任制であるため、合理的配慮の提供の状況が授業者によって異なっていることがある。
○進路先でも切れ目なく合理的配慮を提供してもらうためには、進路先を踏まえた合理的配慮の提供を考えておく必要があるが、合理的配慮の提供について本人・保護者と合意形成できていない学校もある。

取組

○令和５年～６年の２年間の研究とする。
○県特別支援教育課に配置された合理的配慮アドバイザーが、研究指定校２校（岡山御津高等学校、総社高等学校）を定期的に訪問し、高等学校からの相談に応じると
ともに、合理的配慮に係る体制整備支援を行う。
○合理的配慮アドバイザーは、特別支援教育エキスパート、就労支援コーディネーター、専門家チーム員及び関係機関等と連携し、高等学校への支援や助言を行う。
○合理的配慮アドバイザーは、他の高等学校からの求めに応じ巡回相談を行うことができる。

合理的配慮アドバイザーとは

合理的配慮アドバイザーは、特別支援教育に関する専門的知識を有しており、県立高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して学校が適切に合理的配慮を提供できるよう、県立高等学校に合理的配慮の提供に関する支援及び助言を行います。

【Ｒ５年度：合理的配慮アドバイザーによる合理的配慮の提供内容と校内支援体制に関する支援】

・合理的配慮の提供に係る手続きの整理（個別の教育支援計画等の引継ぎと活用方法の整理、本人・保護者の意思表示機会の設定、校内委員会の実施、校内での情報共有方法、定期的な見直しの実施、合理的配慮の提供内容の次年度への引継ぎ等）
・進路先（進学先及び障害者就労枠での就労先）への合理的配慮の引継ぎに係る手続きの整理（引継ぎに対する本人・保護者の同意の得方、引継ぎ情報の整理、引継ぎの時期等）
・インクルーシブ教育セミナーでの研究成果の中間報告

【Ｒ６年度：高等学校が主体となったＲ５年度の研究成果の充実】

・Ｒ５年度の研究成果をもとにした
　▹合理的配慮の提供に係る手続きの実施と適切な見直し
　▹個別の教育支援計画の活用方法と引継ぎ方法の見直し
・得られた知見を「高等学校における合理的配慮ガイドブック」としてまとめるとともに、インクルーシブ教育セミナーでの研究成果報告

期待される効果

○県立高等学校において、合理的配慮に対する理解が進み、学校が適切な合理的配慮の提供を行うことができるようになる。
○県立高等学校において、校内体制が整備され、合理的配慮の提供までの過程が生徒・保護者に理解されやすくなり、生徒が安心して学校生活をスタートできるようになる。
○在籍時に提供されていた合理的配慮が進路先にも引継がれることにより、生徒が安心して卒業後の生活をスタートさせることができるともに、トータルライフ支援が充実する。

高等学校における特別支援教育のさらなる充実

岡山県立総社高等学校の校内支援体制について

岡山県立総社高等学校
養護教諭　阿部　さやか
（特別支援教育コーディネーター）

１　本校の概要

105年を超える歴史を持つ本校は、『伝統校としての「品格」と「変革」』をスローガンに、令和4年度から１学年、家政科１クラス、普通科５クラス、計240人定員の学校となると共に、家政科はスマート専門高校として充実した設備を配し、普通科は単位制に移行し、より個々の生徒に寄り添ったあらゆる希望進路に対応できる学校としてこれからの時代に貢献できる人材育成に取り組んでいる。

２　本校の校内支援体制の現状について

（１）　合理的配慮提供までの手続きの流れ（日付は令和５年度のもの）

３月	３月16日 合格発表	・**「安心して高校生活を送るために」**（身体疾患、発達障害、長欠、その他気になること、希望される配慮事項の調査用紙）**配布**
	３月17日～	・**中学校訪問**（入学予定生徒の情報収集）・配慮の必要な生徒情報 ・中学校からの「個別の教育支援計画」受け取り（持参・送付等）
	３月24日 入学許可予定者説明会	・**用紙回収・個別面談（聞き取り）**・希望される配慮について必ず聞く ・配慮内容から学校内で配慮検討しないといけない場合については、新年度に（可能であれば入学式までに）相談機会を持つことを提案する。 ・**「個別の教育支援計画」作成について了解**をもらう。
４月	４月６日 第２回職員会議	**『「個別の教育支援計画」作成対象者となり得る生徒』一覧表（案）** **・各学年主任より説明・全教職員へ周知** ・１年については、保健調査に記載があった場合も追加 ・在校生の対象者は、昨年度からの継続及び新たに申し出した者
	４月10日入学式	**・式後担任による申し出の受付**
	４月11日～	・学年団会議での情報共有　・保健調査等記載内容や申し出状況の確認
５月	５月10日	・第一回「教育相談特別支援教育室会議」 メンバー：各学年団（学年主任を含む３名、特別支援コーディネーターも含む）、SSW、合理的配慮アドバイザー（県教育庁特別支援教育課） ・各学年の状況・情報共有（学年団会で上がった生徒情報）
	５月22日～	**・中間考査を終え、生徒の学習や生活面での現状を見て「個別の教育支援計画」作成候補者のリストアップを学年主任に依頼**・学年団会議等で確認
	５月29日	・『「個別の教育支援計画」作成対象者となり得る生徒』一覧表(案)作成
	５月31日	**第１回　特別支援教育委員会　（校内委員会）** メンバー：教頭、教育相談特別支援教育室長、各学年主任、教育相談特別支援教育室担当、養護教諭、特別支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ、合理的配慮ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ ・『「個別の教育支援計画」作成対象者』の生徒について各学年主任から配慮内容確認、「個別の教育支援計画」作成・停止等の報告⇒検討・協議

7月	7月19日終業式	「個別の教育支援計画」作成締切
	7月26～28日 保護者懇談	**・保護者に合理的配慮の提供や支援・配慮事項の確認・合意形成** **・配慮事項についての記録（個別の教育支援計画）の作成の保護者同意確認** ・<u>大学等での支援を必要される場合</u> ２年次→オープンキャンパス参加・相談の提案 ３年次→共通テスト配慮等希望確認

（２） 教員間の共通理解のための工夫

① 年度初め職員会議で学年主任より個別の教育支援計画作成対象となりうる生徒一覧提示

・個別の教育支援計画に記載されている内容をそのまま記載

・保護者との「合意形成の有無」「個別の教育支援計画作成了解の有無」欄を追加

② 共有フォルダに一覧表を PDF 保存（必要に応じて更新）

③ オンライン健康観察の活用

・個別の教育支援計画作成対象者に「注目マーク」の設定

・気になる様子があればコメント記載を依頼

３　事例の紹介「女子生徒 A の支援の実際」

（１） １年時

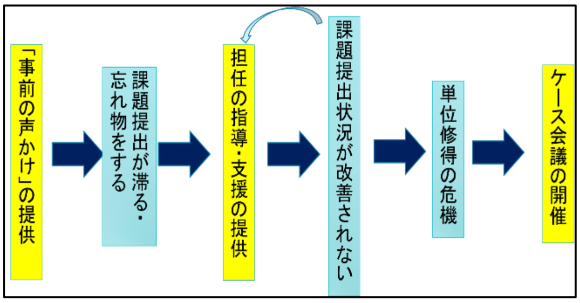

・保護者からは「事前の声かけ」の提供希望

・担任が保護者からの要望以上の様々な指導や支援方法を試みるが改善されない。

・担任が指導方法に行き詰まりを感じる状況となったため、母親にケース会議（参加者：母親、ＳＳＷと校内関係者）の開催を提案

・今まで学校のみで行っていた指導・支援を保護者との協力体制で行っていくことで合意形成。

（２） ２年時

ケース会議後の配慮内容を提供し、支援してきたが、１学期の様子として、担任から「保護者との連絡がうまくいかない。本人の様子も改善されない。」という声があがる。同時に<u>**担任より、本人の考えなどに寄り添った配慮や支援になっていないという気づき**</u>が出たため、本人参加のケース会議を検討するが、本人・保護者を準備なく同席をさせることは困難と考えたことから、特別支援教育コーディネーターが本人との面談を実施した。<u>**面談では、**本人との長期・中期・短期目標の設定を行った後、**本人が望む配慮とは何かを一緒に考えている。**</u>本人の配慮事項の希望は少しわかってきたところではあるので、<u>今後、本人参加のケース会議の設定をしていきたい。</u>

【面談より】　　　　　　【作成資料と本人の反応】

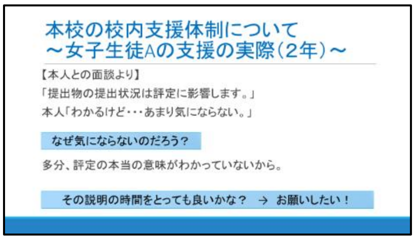

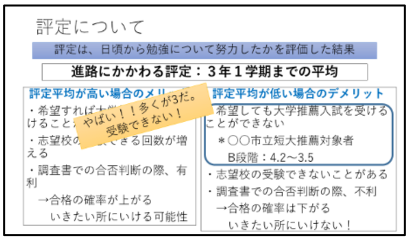

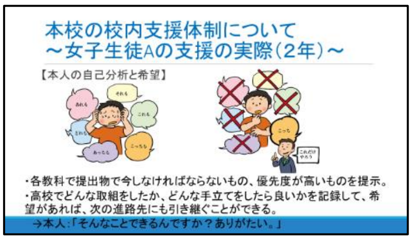

４　今後の課題

対象生徒自らが、何に困っているのか、自分が望む配慮とは何かを知ることができれば、卒業後にも自ら必要な配慮の提供を求めることができると考える。そのため、高等学校在学中に合理的配慮の提供の合意形成に生徒本人が参加し、本人が望む配慮の提供ができる支援体制の整備を検討していきたい。

「県立岡山御津高等学校における合理的配慮について」

本校では、２割程度の生徒が中学時代に長欠、不登校の経験を有し、学校生活にやや自信がない生徒も在籍しています。そのような中で本校は、「授業がわかること」、「友達ができること」の２つのことを大事にして学校運営をしています。本年度は新入生９９名を迎えましたが、新入生のうちで中学時代に長欠、不登校であった生徒のうち、約９割の生徒は順調に高校生活を送っています。（グラフ参照）

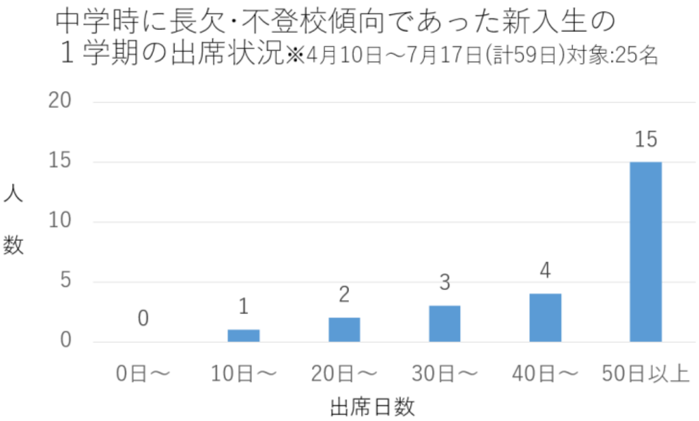

また、「学校生活が楽しい」と答える新入生は約５割であり、在校生の回答３割を大きく上回っています。このことは、本年度から生徒指導の基本的なスタンスを変え、生徒指導から生徒支援へ、「発達支持的な生徒指導」への転換を図ったことの成果であると考えています。

また、令和５年度より学校生活サポートルームを開設いたしました（写真）。学校における合理的配慮を考えるとき、できる限りの配慮はユニバーサルデザインに取り込まれるものであることが理想であると考えており、生徒全体への配慮となる環境整備として、常勤の職員を配置した本ルームの運営を始めました。

この学校生活サポートルームの役割として重視していることは、生徒が発している微細な訴えを的確に受け止めることができる共感的で受容的な環境づくりであり、そのことが結果的に、個別の合理的配慮の提供につながる、社会的障壁の除去の申し出（意思表明）や相談を受ける窓口になると考えています。

本校は全日制高校であり、登校してすべての授業を受けることが基本ではありますが、起立性調節障害の診断を受けている生徒や、特別支援学級に在籍していて多人数のクラスに慣れていない生徒、不登校を経験し学校生活に不安を抱える生徒も在籍しており、入学前に聞き取った生徒からの不安の声、保護者からの配慮の要望も受けています。具体的な相談として、「朝がやや苦手なことに対して、休んだ授業について学習内容の保障をどこまでしていただけるのか」、「文字（漢字）の読みがやや苦手で考査の配慮はしていただけるのか」等があり、長期休業中での学習内容の取返し週間を開設したり、また後者は考査の問題用紙をすべてルビ振りで対応していたりしています。

四月から生徒指導のスタンスを変えたことにより、はじめは教員にも戸惑いがありましたが、教員研修やそれぞれの事例の話合いの中で、徐々に合理的配慮や、その取り組みについて理解が進んできています。